

市税等に関する通知書等の公示送達について

送達不能である市税等の関係文書を、竹原市役所に保管してあります。この書類については、申出があれば、いつでも交付します。

これは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項による公告であり、同条第3項の規定により、公告した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公告日（公示をした日）

令和8年9月11日

送達を受けるべき者の氏名（順不同）※複数の場合

葭ノ浦 富則

株式会社 岩野組

花岡 季代晴

花岡 季代晴外

中村 精一

渡邊 美恵 外

レイマン 和恵

住居 豊吉

亡内田恵相続財産法人 竹原市役所税務課

亡清田敏秋相続財産法人

二宮 敏機 外

大田 榮護外9名

亡大谷正相続財産

岡 和彦 外1名

藤本 幸治

生田 保

竹本 竜生

宝橋 宏之

有限会社シンエイライフサポート竹原

問い合わせ先

税務課 電話番号 0846-22-7732